

信州ウォーキング大賞 2024 運営業務 仕様書

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が実施する、信州ウォーキング大賞 2024 運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

信州ウォーキング大賞 2024 運営業務

2 目的

健康づくり県民運動「信州 ACE(エス)プロジェクト」の一環として、信州ウォーキング大賞 2024（以下「大賞」という。）※を開催するにあたり、参加者募集・広報、申込受付・問い合わせ対応、講演会（表彰式）開催運営等の業務を委託し、効果的に県内事業所等における自発的な健康づくりを促進することで健康寿命の延伸を図る。

※信州ウォーキング大賞 2024

企業・団体単位で参加し、事業所対抗で9月から11月の3か月間歩数を競うウォーキンググランプリ。原則3名1組のチームで参加。参加チーム数に上限はない。スマートフォンアプリ「協会けんぽウォーク」（以下「アプリ」という。）により歩数をカウントし、アプリ内に事業所・チーム・個人別でランキングが表示される。優秀な成績を収めた事業所等（2部門上位3社：計6社）は知事表彰を受ける。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月10日（月）まで

4 業務内容

（1）参加者募集リーフレットの制作

大賞の概要、参加方法、表彰基準、前回グランプリ参加者の様子などについてイラスト等を用いて参加者増加に資するよう掲載し、以下のとおり制作すること。

- ・規格 A4両面
- ・部数 10,000部（うち、1,000部は付箋等で20部ずつ分け納品）
- ・納品期限 電子媒体（PDF） 令和6年5月31日（金）
紙媒体 令和6年5月31日（金）

（2）参加申込受付及び問い合わせ対応

専用電話窓口、メールアドレス及び申込サイトを設置の上、参加申込者の受付及びアプリ管理業者へ参加申込情報の伝達を行うとともに、以下の問い合わせに対応すること。

- ・参加申込に関する問い合わせ
- ・表彰基準及び賞品等に関する問い合わせ
- ・アプリに関する問い合わせ
- ・その他、大賞に関する問い合わせ全般
- ・実施期間 令和6年6月14日（金）～令和6年11月下旬

※令和6年12月以降は結果及び講演会（表彰式）に対する問い合わせ対応

（3）講演会（表彰式）の開催運営

ア 内容について

以下のとおり知事表彰受賞企業（計6社）へ賞状及び副賞を授与する場を設けるとともに、健康経営を実践し先進的な取組を行っており、健康経営優良法人の認定を受けている企業による事例発表を併せて開催すること。

項目	想定
時期	令和7年1月下旬
会場	表彰に適した会場（前回グランプリ参考：ホテル国際21）
規模	大賞受賞企業関係者、県内企業経営者・人事労務担当者など計100名程度
司会者	1名
講師等	健康経営優良法人の認定を受けており、先進的な取組を行っている企業担当者
その他	・講師等の資料を事前に入手し、参加者に配布できるようにすること ・参加者アンケートを実施し、取りまとめた結果を業務報告書に記載すること ・申込者に応じ、オンライン配信等について柔軟に対応すること

イ 広報について

開催日時、概要、当日スケジュール等を掲載し、以下のとおりチラシを制作すること。

- ・規格 A4片面
- ・部数 電子媒体（PDF）のみ納品
- ・納品期限 令和6年12月9日（月）

ウ 表彰に係る物品の調達について

以下のとおり調達すること。

区分	調達物品	数量	納品期限
知事表彰	賞状 筆耕あり 縦 37.8 cm×横 52.4 cm	6枚	講演会（表彰式）開催日 の1週間前
	賞状筒	6本	
	副賞 光学ガラス製盾 直径約 15 cm	2個	
	竹製盾 縦 20.5 cm×横 15.5 cm×奥行き 12 cm	6個	
特別賞	景品※	300個	令和7年2月上旬

※前回グランプリと同程度の物品を想定

令和5年度景品：アルクマプリント付トートバック

（4）健康ACE企業2024PRポスターの制作

大賞で1位となり、健康ACE企業2024の認定を受けた企業について、以下のとおりポスター及

びリーフレットを制作すること。

媒体	規格	部数	納品期限
ポスター	B 2 片面	1,000 部	令和 7 年 3 月 7 日 (金)
リーフレット	A 4 両面	10,000 部	

(5) 健康 ACE 企業 2023 の広報

前回大賞で健康 ACE 企業 2023 に認定された企業 2 社について、健康づくりを実践している企業として以下のとおりポスター掲示を行うこと。なお、掲示するポスターは委託者が用意する。

サイズ	枚数	期間	掲示を想定する JR の駅
B 2	1 枚以上	10 週間以上	長野・松本・佐久平 (幹)・上田・篠ノ井・茅野・上諏訪・下諏訪・岡谷・塩尻・広丘・中込・岩村田・佐久平 (海)・村井・平田・南松本・明科・豊科・穂高・信濃大町・白馬・今井・川中島・飯山・富士見・辰野・清里・野辺山・小海・白田・北松本・一日市場・南豊科・信濃松川・南小谷・戸狩野沢温泉

5 留意点

(1) 委託する業務について

- ア 本業務の具体的内容については随時、委託者と打ち合わせを行った上で決定する。
- イ 本業務に変更・更新の必要性が生じた場合には、委託者と協議の上、迅速に対応すること。
- ウ 広報は、地域に偏りなく、可能な限り全県へ向けて行うこと。
- エ 制作した媒体は、県 HP 及び ACE 専用サイト、SNS 等に掲載できるよう加工して提供すること。
- オ 感染症の状況に応じた感染予防策等の対応を行うこと。

6 打ち合わせ等

本業務期間中の打ち合わせは、随時行うが、その他で打ち合わせをする必要が生じた場合、受託者は、委託者の求めに適時、適切に対応するものとする。

7 委託料に含まれる経費

- (1) 本業務を実施するために要する人件費
- (2) 報告書及び打合せ等の資料印刷費及び打合せのために要する交通費
- (3) 参加申込受付及び問い合わせ対応に要する経費
- (4) 講演会 (表彰式) の開催運営に要する経費
- (5) 賞状台紙及び筆耕代、副賞・景品等表彰用物品調達に要する経費
- (6) 広報に要する経費
- (7) その他、委託に係る運営管理費

8 知的財産権等の取扱い

本契約により新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、以下によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、本契約に関して委託者が公開した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報を除く。）を契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

(2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に規定する権利を健康増進課に無償で譲渡するものとする。受託者は、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

イ 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利を行使できないものとする。

(3) 本契約にあたり、生じる特許権等の産業財産権を受ける権利については、次のとおりとする。

ア 産業財産権を受ける権利の対象となる発明又は考案（以下「発明等」という。）が主として委託者の技術指導によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は委託者に帰属する。

イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は受託者に帰属する。

ウ 前記の場合において、その帰属の判定が困難な場合については、委託者及び受託者の共有とする。

エ 本契約にあたり、第三者の著作権及び産業財産権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。

カ すべてのライセンス契約について、委託者に代わり必要な登録作業を行うこと。

9 業務委託完了時の提出書類

本事業終了後 5 日以内（令和 7 年 3 月 14 日（金）まで）に以下の書類を提出すること。

- (1) 信州ウォーキング大賞 2024 運営業務 実績報告書（委託契約書第 7 条関係様式第 1 号）
- (2) 実施した業務内容について効果・分析をまとめた「業務報告書」（任意様式）
- (3) その他県が必要と認める書類（収支報告書等）

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者（再委託を受けたものも含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(4) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

11 その他

(1) 提案内容は、原則すべて契約予定金額の範囲内に含めること。また、それらによらない場合は、費用等を明記すること。

(2) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象経費と認めず、減額する場合がある。

(3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行う。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。